

# 品種登録制度 と育成者権



農林水産省

## 目次

1. 品種登録制度の目的	1
2. 品種登録の要件等	2
3. 品種登録の流れ	3
4. 出願	4
5. 出願公表及び仮保護	5
6. 審査	6
7. 品種登録されると	8
8. 育成者権の効力の例外	10
9. 権利侵害への対応	13
10. 登録料及び証明等の請求手続	15
11. 育成者権等の登録	16
12. お問い合わせ先	17

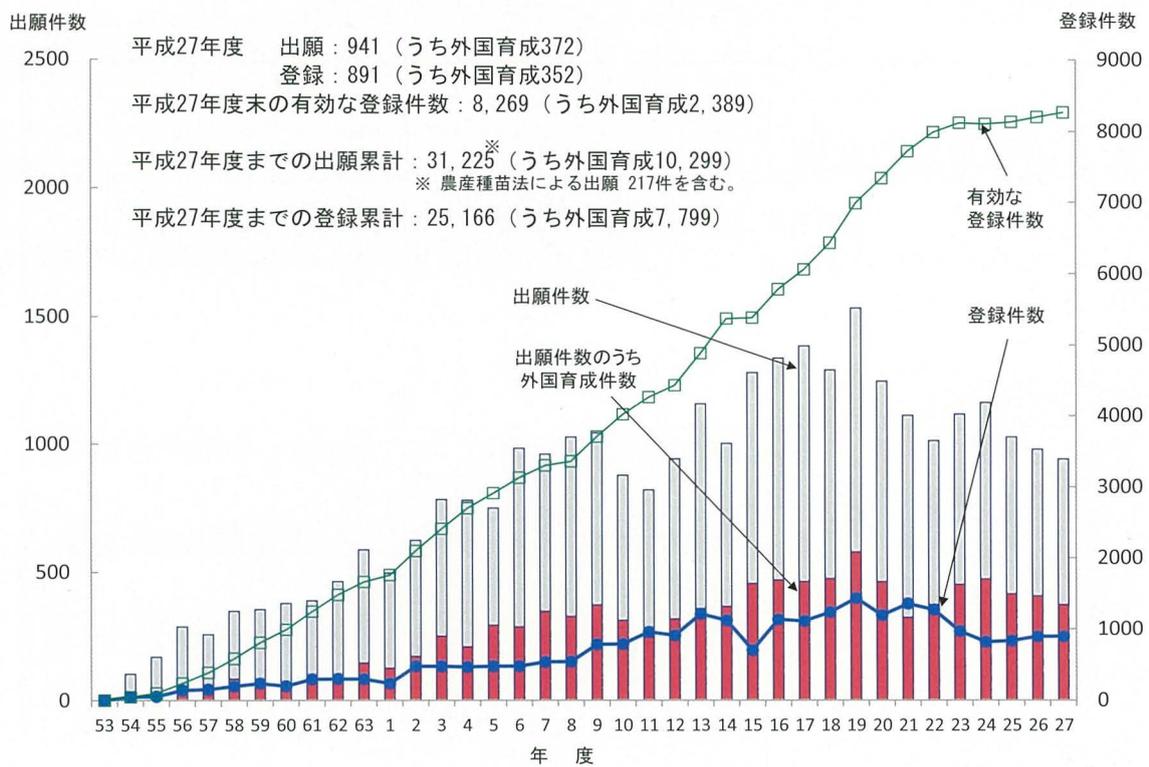


# 1. 品種登録制度の目的

優良な品種は、農林水産業生産の基礎であり、多収、高品質、耐病性等の優れた形質を有する多様な品種の育成はその発展を支える重要な柱です。

新品種の育成には、専門的な知識、技術とともに、長期にわたる労力と多額の費用が必要です。ところが、新品種の育成自体が確実に成果が得られるという性格のものではない上、一旦育成された品種については、第三者がこれを容易に増殖することができる場合が多いことから、新品種の育成を積極的に奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。

このため、我が国においては、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者の権利保護を行い、新品種の育成の振興が図られています。



種苗法は、昭和53年に農産種苗法の一部を改正する法律として成立しました。その後、育成者の権利保護の充実等を内容として、平成10年5月に全面的に改正されました。改正種苗法は植物新品種の保護の国際的なルールである最新のUPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約・91年条約）に対応しています。その後、数次にわたる改正を経て現在に至っています。

主要な改正としては、平成15年に、収穫物段階の育成者権侵害にも罰則を適用したこと、平成17年に、育成者権の効力を政令で指定する加工品に拡大するとともに、存続期間を延長したこと、平成19年に、権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するための規定の整備、育成者権侵害罪の罰則の引上げ、表示の適正化を図るための措置等を講じたことなどです。

## 2. 品種登録の要件等

### (1) 保護対象植物

栽培される全植物（種子植物、した類、せんたい類、多細胞の藻類）及び政令で指定されたきのこが保護対象となります。

#### 政令で指定されているきのこ（平成16年～32種）

あらげきくらげ、うすひらたけ、えのきたけ、エリンギ、おおひらたけ、きくらげ、きぬがさたけ、くりたけ、くろあわびたけ、こむらさきしめじ、しいたけ、しろたもぎたけ、たまちよれいたけ、たもぎたけ、つくりたけ、とんびまいたけ、なめこ、におうしめじ、ぬめりすぎたけ、はたけしめじ、はなびらたけ、ひめまつたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、ぶなはりたけ、ほんしめじ、まいたけ、まんねんたけ、むきたけ、むらさきしめじ、やなぎまつたけ、やまぶしたけ

### (2) 品種登録の要件

新品種を育成された方（育成者及びその承継人）が品種登録の出願をすることができます。

また、品種登録を受けるためには、以下に記載した種苗法で定める「品種登録の要件」を満たす必要があります。

登録要件		内容
特性審査の要件	区別性 (Distinctness)	既存品種と重要な形質（形状、色、耐病性等）で明確に区別できること。
	均一性 (Uniformity)	同一世代でその特性が十分類似していること（種子繁殖の場合、播いた種子から同じものができる）。
	安定性 (Stability)	増殖後も特性が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）。
未譲渡性		出願日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。 外国での譲渡は、日本での出願日から4年（木本性植物は6年）さかのぼった日より前になされていないこと。
名称の適切性		品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと。

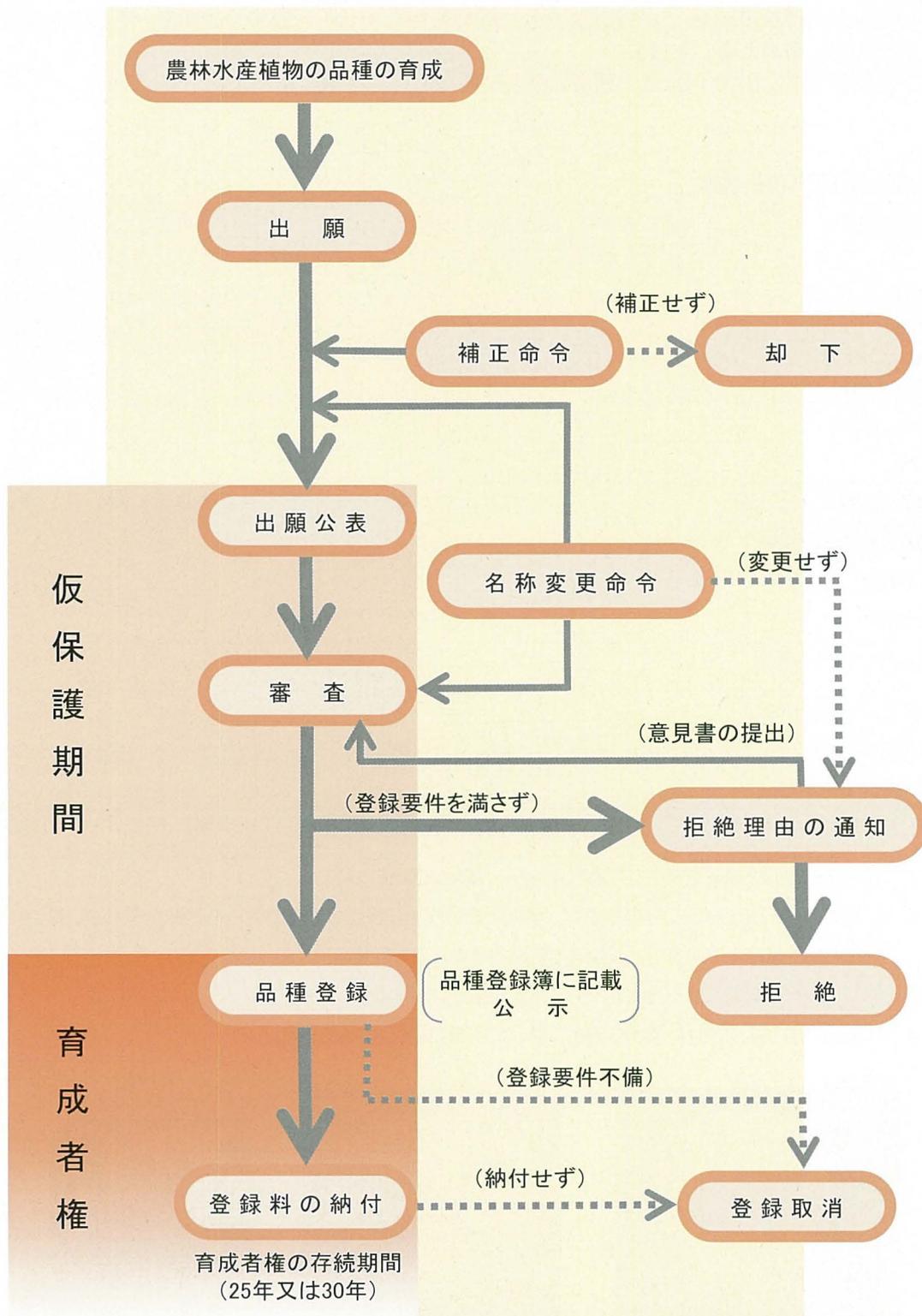
※特性審査のことを Distinctness、Uniformity、Stability、の頭文字をとって、DUS 審査といいます。





### 3. 品種登録の流れ

出願を受理すると、書類に不備がないか審査し、問題がなければ、出願公表が行われ、品種登録の要件を満たしているかどうかを審査します。審査の結果、拒絶理由に該当しないと判断された出願については品種登録簿への記載により品種登録され、育成者権が発生します。



# 4. 出願

## (1) 出願

品種登録の出願は、農林水産大臣あて（窓口は知的財産課種苗室登録チーム）に「品種登録願（願書）」を提出して行います。願書には、出願品種の特性等を記載した「説明書」及び「植物体の写真」等を添付しなければなりません。その他にも、出願の条件によって、「種子又は種菌」や「証明書類」等、必要となる資料、書面があります。

また、出願料（47,200円）は、願書に収入印紙を貼付して納付します。

### ◎出願に必要な書類等

出願の主なケース 必要となる願書等	品種を育成した者が日本人の場合				育成した者が外国人の場合			
	育成者 ↓ 大臣	育成者 ↓ 承継人 ↓ 大臣	育成者 ↓ 会社 (職務育成) ↓ 大臣	育成者 ↓ 代理人 ↓ 大臣	育成者 ↓ 代理人 ↓ 大臣	育成者 ↓ 承継人 (外国) ↓ 代理人 ↓ 大臣	育成者 ↓ 承継人 (日本人) ↓ 大臣	育成者 ↓ 外国会社 (職務育成) ↓ 代理人 ↓ 大臣
①願書、説明書	○	○	○	○	○	○	○	○
②写真	○	○	○	○	○	○	○	○
③種子又は種菌	○	○	○	○	○	○	○	○
④承継人であることを証明する書面 (譲渡証明書等)		○	○			○	○	○
⑤国籍等を証明する書面					○	○		○
⑥最先の締約国等への出願を証明する書面 (優先権を主張する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦代理人への委任状				○	○	○		○

※1 ③の「種子」は種子を種苗とする品種のみ。種菌はきのこのみ。

2 ④について、職務育成品種の場合で、勤務規則等がある場合は、その写し及び勤務規則等に基づく通知等をもって承継人であることを証する書面とすることができる。

3 ④、⑦が有印文書による場合については、印鑑登録証明書が必要。

4 外国語により作成された書面の場合には、日本語の翻訳文が必要。



# 5. 出願公表及び仮保護

## (1) 出願公表

出願品種を利用した者が不測の損害を被らないよう、当該品種が出願中であることを広く公示する仕組みです。

出願品種を公表することにより一般からの情報の提供等が行われ適正な審査が行われます。公表された品種登録出願の情報については農林水産省の品種登録ホームページ（P17 参照）等を通じて入手できます。

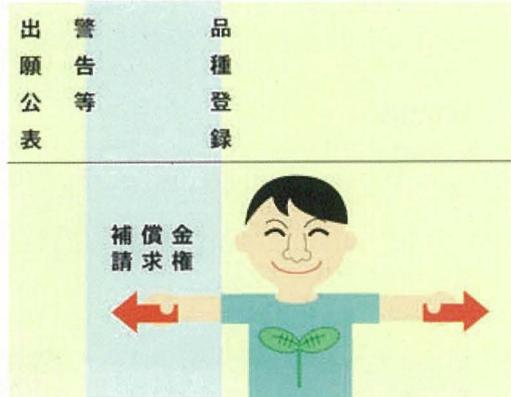
時期	出願の受理後遅滞なく(補正が命じられた場合は適切な補正後)
方法	官報告示 (印刷物、インターネット)
公表事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>出願公表の年月日</li> <li>出願品種の属する農林水産植物の種類</li> <li>出願品種の名称</li> <li>出願者の氏名又は名称</li> <li>出願者の住所又は居所</li> <li>品種登録出願の番号及び年月日</li> </ul>



## (2) 仮保護

出願から品種登録までには、通常2～3年の審査期間を要しますが、この審査期間中についても、出願者には一定の保護が与えられます（仮保護）。

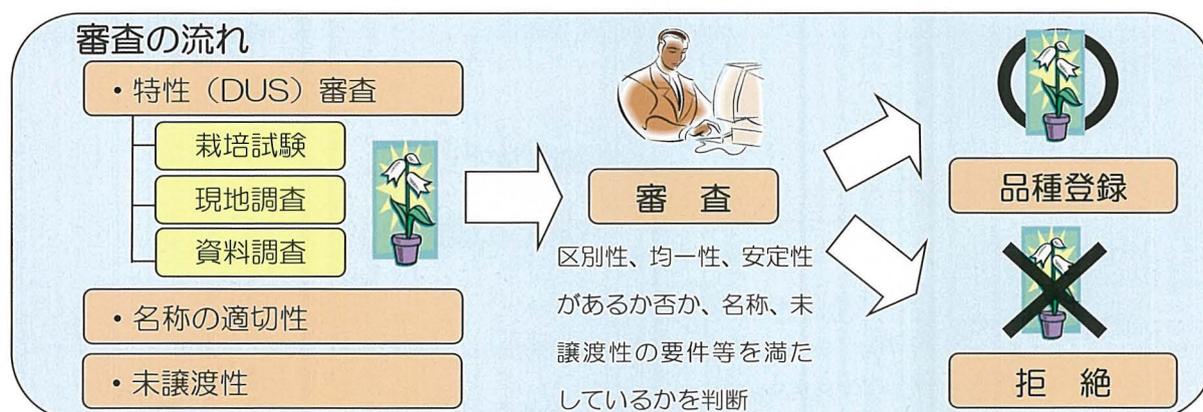
仮保護の期間	出願公表から品種登録までの間
仮保護の内容	<p>出願者は、品種登録後、審査期間中に自己の出願品種の種苗等の生産・譲渡等をした者に対して利用料相当額の補償金の請求が可能となります。</p> <p>ただし、請求ができるのは原則として事前に書面による警告等を行った後も引き続き利用している場合又は警告等を行っていても利用者が出願品種であることを知って利用している場合です。</p>



## 6. 審査

### (1) 審査

出願公表後は、品種登録の要件が満たされているか否かについて、下図のような調査が行われ、品種登録の適否について審査されます。



### (2) 特性審査（種苗法第15条第2項）

特性審査とは、当該品種の特性が登録要件（区別性、均一性、安定性）を満たしているか否かについて、審査することをいいます。

出願品種の特性審査は、地域性の程度、特別な施設、技術の要否、特性審査に要する期間の程度等を総合的に勘案し、栽培試験、現地調査又は資料調査（同盟国等との審査協力を含む。）により行います。

#### • 栽培試験

栽培試験は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター（(NCSS) 以下、「種苗管理センター」といいます。）において、出願者から提出された出願品種等について、対照品種等と比較しながら品種の特性等を調査するものです。

#### • 現地調査

現地調査は、審査官及び農林水産大臣が委嘱した現地調査員が、出願者のほ場等において、審査官の指示に従って出願者等が栽培した出願品種や対照品種について、品種の特性等を調査するものです。

#### • 資料調査

審査協力に基づき同盟国で実施された審査結果報告書や、出願者が実施した詳細な調査報告書等の資料調査により特性審査が可能な場合には、栽培試験及び現地調査は行いません。

※ 対照品種には、出願品種と類似する品種を選定するため、登録品種を選定した場合は育成者権者等へ種苗提供等のご協力をお願いすることがあります。



### (3) 品種名称の審査（種苗法第4条第1項）

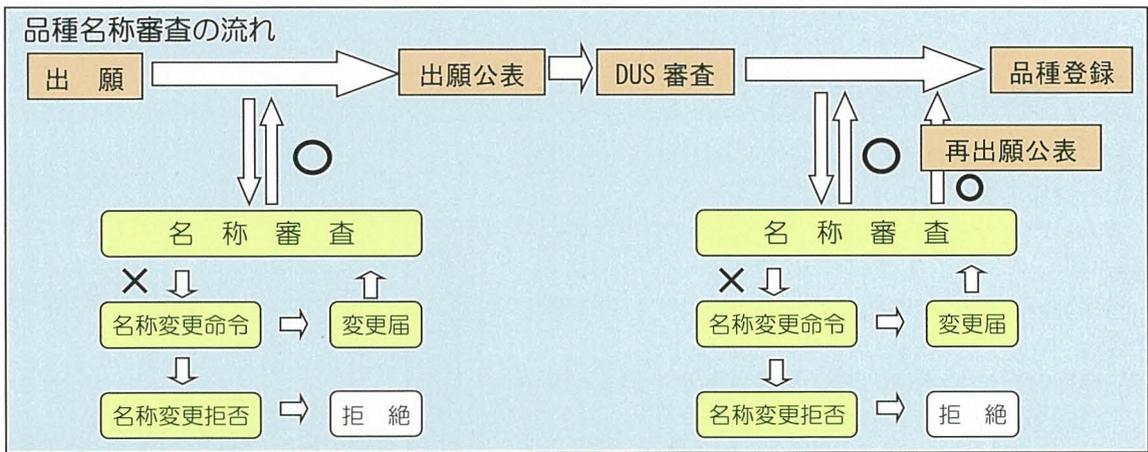
名称審査とは、出願品種の名称が登録できない品種名称に該当するか否かについて審査することをいいます。

名称審査は「出願後すぐ」と「登録直前」の2回行われます。審査の結果、名称が適切であると判断されると出願公表されますが、以下に該当する場合は品種登録ができないため、名称の変更が命じられます。指定された期限内に名称が変更されない場合、出願は拒絶されます。

なお、出願品種の名称は第三者にとって、仮保護の対象であるか否かを区別する重要な要素であるので、名称変更命令によらず、出願者が任意に名称の変更をすることはできません。

◎登録できない品種名称

- ① 1つの品種について複数の品種名称があるとき
- ② 種苗又はこれと類似の商品についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき
- ③ 種苗又はこれと類似の商品に関する役務についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき
- ④ 出願品種に関し誤認を生じ、又は識別について混同を生じる恐れのある品種名称であるとき

### (4) 未譲渡性の審査（種苗法第4条第2項及びそのただし書）

未譲渡性は、出願品種の種苗及びその収穫物について、

- ① 国内において出願の日から1年さかのぼった日前に、外国においてその出願の日から4年（木本の植物は6年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていたか否か
  - ② 試験若しくは研究のため又は育成者の意に反して譲渡されたものであるか否か
- について審査されます。

### (5) 出願の拒絶

次の場合は拒絶理由が出願者に通知され、意見書の提出の機会が与えられます。そして、意見書によってもなお拒絶理由が解消されていないと判断された場合は、出願が拒絶されることとなります。意見書によって拒絶理由が解消できると判断された場合は、審査が再開されます。

- ① 登録の要件を満たしていない品種
- ② 正当な理由がなく資料提出（栽培試験のための種苗の提出等を含む）命令や名称変更命令に従わない場合
- ③ 正当な理由がなく現地調査を拒んだ場合

## 7. 品種登録されると

審査の結果、拒絶理由に該当しないと判断された出願については品種登録されます。品種登録されると、品種の名称、植物体の特性、登録者の氏名及び住所、存続期間等が品種登録簿に記載されるほか、官報で公示されます。品種登録の情報は、農林水産省の品種登録ホームページでも提供されます。

### (1) 育成者権

品種登録によって育成者権が発生します。育成者権者は業として登録品種及び登録品種と明確に区別されない品種（以下これらの品種を「登録品種等」と総称します。）の種苗、収穫物及び一定の加工品を利用（p 12 参照）する権利を専有します。

したがって、育成者権者以外の人には育成者権者の許諾を得なければ登録品種等を業として利用することはできません。

登録品種である原品種の主な特性を保持しつつ、特性の一部を変化させて育成された従属品種（p12 参照）、繁殖のため常に登録品種である原品种植物体を交雑させる必要がある交雑品種についても原品種の育成者権者はこれらの品種が品種登録を受けた場合と同一の権利を有します。

### (2) 権利の存続期間

育成者権の存続期間は登録日から25年又は30年です。ただし、存続期間内であっても、

- ① 定められた期間内に各年分の登録料が納付されない場合
- ② 品種登録の要件を満たしていなかったことが判明した場合
- ③ 品種登録後に植物体の特性が保持されていない場合には、品種登録が取り消されます。

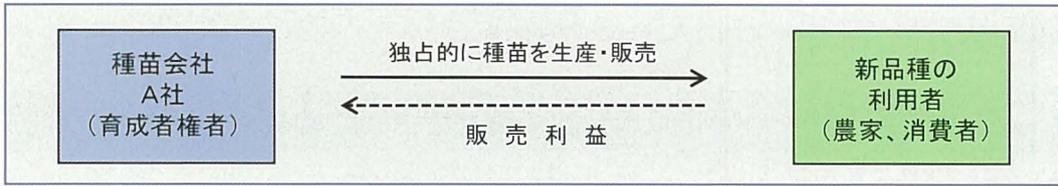
育成者権の存続期間	25年	下記以外の植物
	30年	果樹、林木、観賞樹等の木本性植物





### (3) 登録品種の利用

① 育成者権者は、登録品種等を独占的に利用（種苗の生産・販売等）することができます。



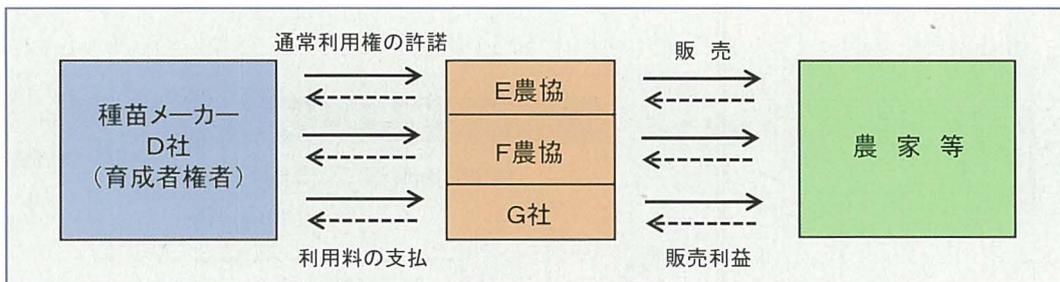
② 育成者権は、財産権として譲渡ができます。また、質権を設定することもできます。



③ 育成者権者は、登録品種等の種苗等の利用を他人に許諾（利用権の設定）して利用料を得ることもできます。

#### ・通常利用権の許諾

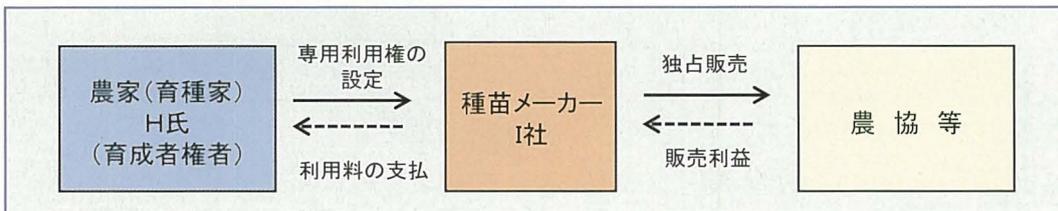
一般に許諾といわれるもので、許諾を受けた者は契約で定められた範囲で登録品種等を利用することができます。



#### ・専用利用権の設定

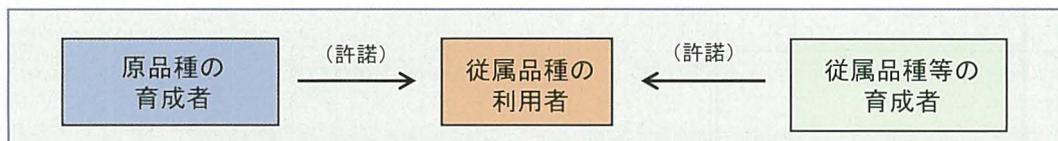
設定を受けた者は、契約の範囲内で独占排他的に登録品種等を利用することができます。育成者権者も専用利用権が設定されている範囲では登録品種を利用できません。

ただし、品種登録簿に登録をしなければその効力は生じません。



#### <従属品種等の利用に当たっての許諾関係>

従属品種等、原品種とも品種登録されている場合  
第三者が従属品種等を利用する場合には、両方の許諾が必要。



## 8. 育成者権の効力の例外

育成者権の効力は、次に掲げる行為等には及びません。

### (1) 新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用

- ① 新品種の育成に使用するため、登録品種の種苗を増殖すること
  - ② 登録品種の特性を調査し、登録された特徴どおりのものであるかどうか確認するため、登録品種の種苗を増殖し、栽培すること
- 等は権利の例外となります。

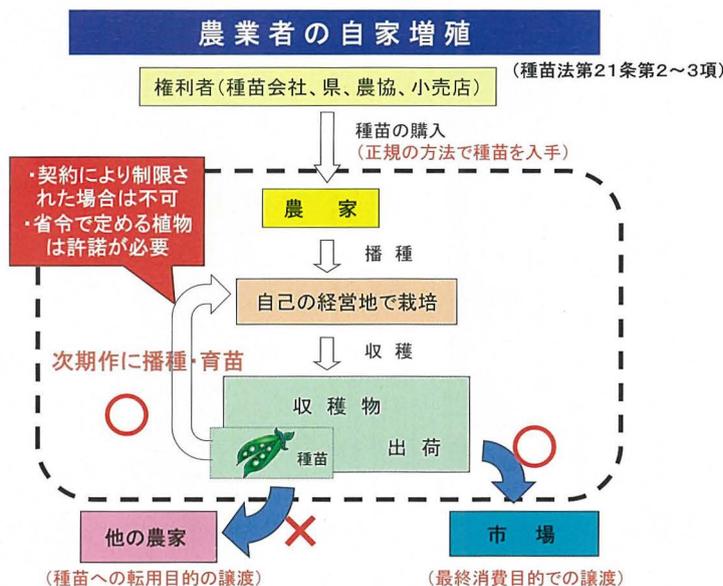
### (2) 農業者の自家増殖で法令で定める場合

農業者の自家増殖とは、農業者（農業者個人と農業生産法人）が正規に購入した登録品種の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いることです。

農業者の自家増殖については、原則として育成者権の効力が及びませんが、それを制限する契約を結んだ場合又は種苗法施行規則別表第三に定められた栄養繁殖性植物については育成者権の効力が及び、自家増殖には許諾が必要です。別表第三に定められた栄養繁殖性植物の種類については、対象植物を随時拡大することとしております。最新の情報につきましては、品種登録ホームページの「関係法令等」でご確認ください。

自家増殖が禁止されている植物の例

野菜	オクラ、キャベツ、ブロッコリー、キュウリ、スイカ、メロン、ダイコン、カブ、トマト、ナス 等
果樹	カリン、クルミ、スグリ、ナツメ、パイヤ、バナナ 等
草花類	アイリス、アルストロメリア、アロエ、アロカーシア、エスキナンツス、エビデンドラム、エリシムム、オーニソガラム、オリヅルラン、オンシジウム、ガーベラ、カスミソウ、カトレア、カラコエ、カリブラコア、クラッスラ、クレマチス、ジゴクタス、シンビジウム、スパシフィラム、セネキオ（シネリリアを除く）、セントポーリア、チューリップ、デンドロビウム、トケイソウ、カーネーション、ペチュニア、ヘメロカリス、ペラルゴニウム、ヘレボルス、リンドウ、ローダンセマム 等
観賞樹	アカシア、アジサイ、アデニウム、アフランドラ、ガマズミ、カラタチ、カンノンチク、キョウチクトウ、クチナシ、テロスベルマ、ドウダンツツジ、ドウランタ、パキラ、バラ、ヒサカキ、ポインセチア、ミヤマシキミ、メディニラ、モクレン、ラウアンドウラ、ルクリア 等
きのこ	きくらげ、しいたけ、つくりたけ、はなびらたけ、ひらたけ、ほんしめじ、やなぎまつたけ 等



※ラン、イチゴ等のメリクロン培養のように別途作業過程を経て増殖する場合、キノコの種苗を殺菌、空調等の設備を備えた培養センターのような特別な施設において増殖する場合は自家増殖は制限されます。



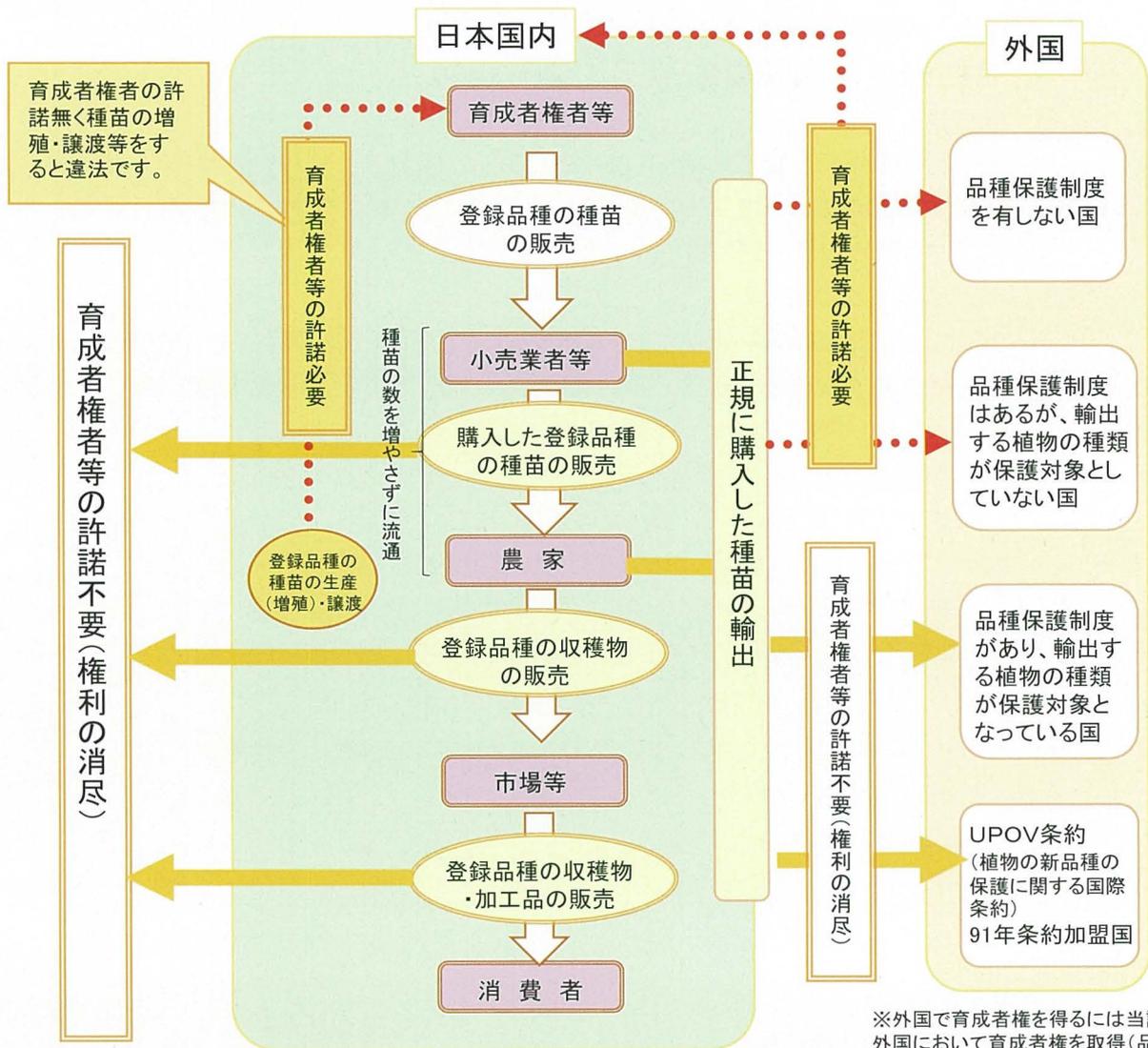
### (3) 権利の消尽

育成者権者によって譲渡された登録品種の種苗、収穫物又は加工品（正規品）については、その譲渡された種苗等自体には育成者権の効力は及ばず、その再譲渡に対して改めて育成者権者の許諾を必要としません。

ただし、

- ① その譲渡された種苗等を用いて登録品種の種苗を生産する行為
- ② その譲渡された品種の育成に関する保護を認めていない国に対し、その譲渡された種苗又は最終消費目的以外の目的での収穫物の輸出を行う行為

については、育成者権の効力が及び、育成者権者等の許諾を得ることが必要です。



## 1. 品種の利用とは、

### (1) 種苗に係る行為

- ①生産：種苗を生産すること。
- ②調整：きょう雑物の除去、精選、種子の洗浄、乾燥、薬剤処理、コーティング等
- ③譲渡の申し出：カタログを需要者に配布し、注文を受け付けられるようにすることや店頭で品種名及び価格等を掲示すること
- ④譲渡：種苗の販売、植物園での入場者への配布等
- ⑤輸出：種苗を外国に向け送り出すこと
- ⑥輸入：外国にある種苗を国内に搬入すること
- ⑦保管：①～⑥のための保管

### (2) 収穫物に係る行為

種苗段階で権利行使する適当な機会がなかった場合には、収穫物に関する(1)同様の行為と「貸渡しの申し出」、「貸渡」にも権利が及びます。ただし、「調整」は、収穫物では考えられないため除かれます。

### (3) 加工品に係る行為（※）

種苗及び収穫物段階で権利行使する適当な機会がなかった場合には、収穫物から生産された加工品のうち政令で指定するものに関する(2)と同様の行為に権利が及びます。

#### (※) 収穫物と加工品の区別

植物体を単に切断、冷凍、乾燥又は塩蔵したもの（切断しただけの野菜・果物、冷凍しただけの野菜、塩蔵しただけの野菜又は畳表など）は収穫物に当たります。他方、植物体を加熱（煎る、煮る、焼く）、味付け（調理、燻製）、粉挽き、搾汁したものは、加工品に当たるため、政令で指定した上記加工品に限り権利が及びます。

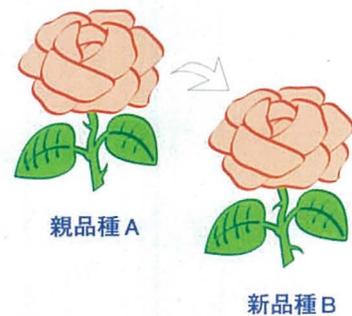
政令で指定されている加工品（平成17年～）

- ① 小豆の加工品：豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む。）及びあん
- ② いぐさの加工品：ござ
- ③ 稲の加工品：米飯
- ④ 茶の加工品：葉又は茎を製茶したもの

## 2. 従属品種とは、

種苗法施行規則第15条に定めている育種方法（①変異体の選抜、②戻し交雑、③遺伝子組換え、④細胞融合（非対称融合に限る））により、登録品種のごくわずかな特性のみを変化させて育成された品種です。

例：ある登録品種のとげの形状のみを変えた品種や耐病性のみを高めた品種などです。



（とげの形状以外の特性は全て親品種と同じ）

## 9. 権利侵害への対応

### (1) 民事上の措置及び刑事罰

民事上の救済	差止請求、損害賠償の請求、信用回復の措置の請求
刑事上の制裁 (故意による侵害の場合)	10年以下の懲役又は/併科 1000万円以下の罰金 (法人は3億円以下の罰金)

### (2) 品種保護Gメン

育成者権の保護・活用が円滑に行われるため、種苗管理センターの「品種保護Gメン」が公正・中立な立場で権利侵害の証明等に対する支援を行っています。

平成28年度には20名のGメンが北海道から沖縄までの7か所に配置されています。活動内容は以下の通りです。

1. 育成者権の保護・活用に関する相談への助言
2. 育成者権を侵害しているか否かの判断を支援するための品種類似性試験の実施
3. 育成者権の保護・活用に関する情報の提供
4. 育成者権侵害状況記録の作成
5. 証拠品保管のための種苗等の寄託



### (3) 権利侵害への対応事例

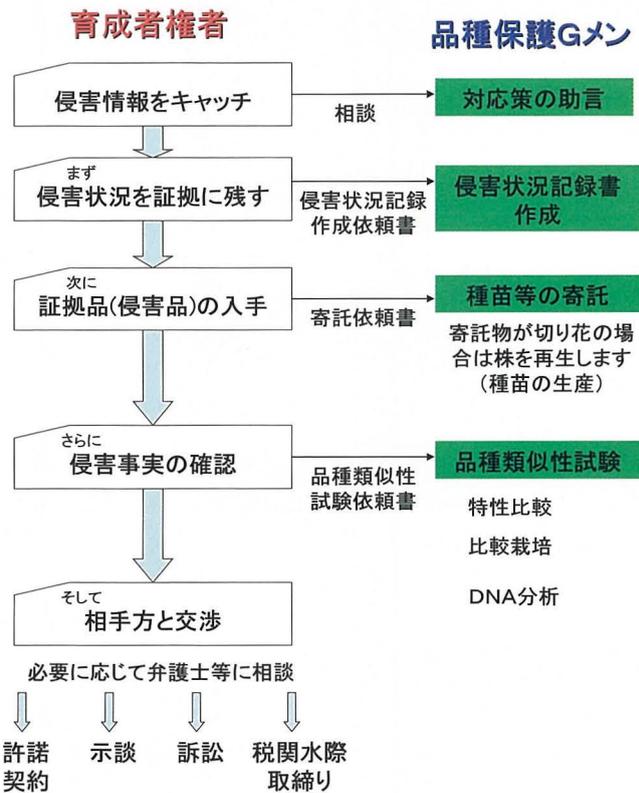
#### オウトウ「紅秀峰（べにしゅうほう）」

平成17年5月に発売されたグルメ雑誌に、山形県が育成者権者であるオウトウ「紅秀峰」がオーストラリアから日本への輸出準備が進められている記事が掲載されました。山形県が品種保護Gメンの協力を得て調査したところ、「紅秀峰」の穂木が無断で国外へ持ち出されていたことが判明したため、平成17年11月、山形県は穂木を輸出したオーストラリア人を刑事告訴し、税関に輸入差止め申請を行いました。

その後、オーストラリア人が反省の意を表明し、育成者権の存続期間終了後も一定期間「紅秀峰」を輸出自粛する等で山形県と合意したため、山形県も刑事告訴を取り下げて和解しました。



## 権利侵害にあったときは・・・



### 品種保護活用相談窓口

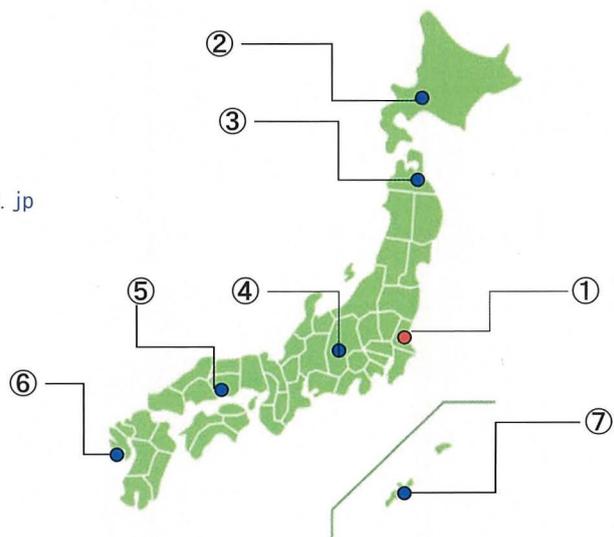
① 本所  
〒305-0852  
茨城県つくば市藤本2-2  
TEL: 029-838-6589  
FAX: 029-838-6595  
E-mail: hinsyu\_gmen@naro.affrc.go.jp

② 北海道中央農場  
〒061-1102  
北海道北広島市西の里1089  
TEL: 011-375-3611  
FAX: 011-375-3644

③ 上北農場  
〒039-2717  
青森県上北郡七戸町字柳平43-86  
TEL: 0176-68-4311  
FAX: 0176-68-4121

④ 八岳農場  
〒391-0011  
長野県茅野市玉川11401-1  
TEL: 0266-74-2005  
FAX: 0266-74-2385

⑤ 西日本農場  
〒714-0054  
岡山県笠岡市平成町91  
TEL: 0865-69-6644  
FAX: 0865-66-0264



⑥ 雲仙農場  
〒859-1211  
長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊1494-35  
TEL: 0957-77-2100  
FAX: 0957-77-2154

⑦ 沖縄農場  
〒905-1202  
沖縄県国頭郡東村字宮城404  
TEL: 0980-43-2011  
FAX: 0980-51-2001



## 10. 登録料及び証明等の請求手続

### (1) 登録料

育成者権を維持するためには、定められた登録料を納付しなければなりません。登録料は納付書に収入印紙を貼付して納付します。

#### 年間登録料

登録後の年度	年間登録料
1～3年	6,000円/年
4～6年	9,000円/年
7～9年	18,000円/年
10～30年	36,000円/年

#### 登録料の納付期限

登録後の年度	納付期限
1年目	品種登録の日から30日以内
2年目以降	各年の登録日応当日以前

期限までに登録料が納付されない場合は、育成者権が取り消されます。ただし、2年目以降の登録料は、納付期限後6か月以内に登録料の他に同額の割増料金を追納すれば、登録を継続することができます。また、登録料は毎年支払い、又は数年分一括して納付することができます。

(参考) 平成28年現在、以下の5法において、それぞれの政策に資する品種開発を促すために、出願料及び登録料(第1年～第6年まで)を3/4とする軽減措置を実施しています。

- 花きの振興に関する法律(平成26年法律第102号)
- 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)
- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)
- 米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)
- 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)

### (2) 証明等の請求手続

証明、品種登録簿の謄抄本の交付、書類の閲覧等を請求する場合は、下表の各請求事項に係る手数料が必要となります。

#### 請求事項及びその手数料

請求事項	手数料の金額
品種登録出願及び登録品種に関する証明	1件につき 1,500円
品種登録簿の謄本又は抄本の交付	1件につき 350円
品種登録簿の閲覧又は謄写	1件につき 220円
願書その他の品種登録に関する書類の閲覧又は謄写	1件につき 1,100円

# 11. 育成者権等の登録

## (1) 育成者権の登録事項及び登録免許税

育成者権の移転（相続その他の一般承継を除く。）、放棄による消滅、又は処分の制限（差押え、仮差押え等）については、品種登録簿に登録しなければ、その効力は生じません。また、専用利用権や質権の設定、移転（相続その他の一般承継を除く。）等についても同様です。

また、登録を行う場合は、下表の登録事項に係る登録免許税が必要となります。

なお、相続その他の一般承継があった場合は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届ける必要があります（届出は移転の登録の申請という方法で行う必要があります）。

登録事項	課税標準	登録免許税
1. 育成者権の移転の登録		
①相続又は法人の合併による移転の登録	育成者権の件数	1件につき 3,000円
②その他の原因による移転の登録	育成者権の件数	1件につき 9,000円
2. 専用利用権又は通常利用権の設定又は保存の登録	専用利用権又は通常利用権の件数	1件につき 9,000円
3. 育成者権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
4. 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転の登録		
①相続又は法人の合併による移転の登録	育成者権、専用利用権又は通常利用権(以下「育成者権等」という)の件数	1件につき 1,500円
②その他の原因による移転の登録	育成者権等の件数	1件につき 3,000円
5. 信託の登録		
①質権の信託の登録	債権金額	千分の二
②質権以外の権利の信託の登録	育成者権等の件数	1件につき 3,000円
6. 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち1～5までの登録に該当するものを除く。)	育成者権等の件数	1件につき 1,000円
7. 登録の抹消	育成者権等の件数	1件につき 1,000円

## 12. お問い合わせ先

お問い合わせに当たり、次の事項をお読みください。

- ◎ お問い合わせの際は、あらかじめ農林水産省の品種登録ホームページにあります「**品種登録制度**」や「**出願・審査に関するご案内**」、「**よくある質問**」などをご覧くださいと、より理解が深まります。

農林水産省 食料産業局 知的財産課  
 〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号  
 TEL03-3502-8111(代表)  
 URL <http://www.hinshu2.maff.go.jp> (品種登録ホームページ)

相談内容	担当部署
出願の一般的相談	種苗室 (登録チーム)
登録料の納付、権利移転、出願書類の閲覧等に関すること	種苗室 (登録チーム)
審査基準・審査実務に関すること	種苗室 (審査運営班)
育成者権侵害に関すること、品種保護制度・国際関係	種苗室 (国際品種保護班)

なお、栽培試験に関すること、育成者権侵害に関すること（品種保護Gメンへのご相談・お問い合わせ等）につきましては種苗管理センターのホームページからご確認ください。



NARO 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター

〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2

栽培試験課：TEL 029-838-6584

品種保護対策課：TEL 029-838-6589

URL <http://www.naro.affrc.go.jp/ncss/>



# Plant Variety Protection System and Plant Breeder's Right

**MAFF**

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。